

JIS

化学繊維ステープル試験方法一 第4部：化学特性

JIS L 1015-4 : 2026

(JCFA/JSA)

令和8年4月20日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	田 辺 新 一	早稲田大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	片 山 英 樹	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	鐘 築 利 仁	一般財団法人日本規格協会
	鎌 田 敏 郎	大阪大学
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	小 山 明 男	明治大学
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	俵 木 登美子	一般社団法人くすりの適正使用協議会
	水 流 聡 子	東京大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	増 井 慶次郎	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	山 内 正 剛	国立大学法人信州大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 8.4.20

官 報 掲 載 日：令和 8.4.20

原 案 作 成 者：日本化学繊維協会

(〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-1-11 繊維会館 TEL 03-3241-2311)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 試験の種類	2
5 試験場所	2
6 器具	2
7 試料及び試験片の採取及び準備	3
8 試験方法	3
8.1 溶剤抽出分	3
8.2 スキン率	4
8.3 硫黄分	5
8.4 平均重合度	5
8.5 染着率	8
8.6 酢化度	9
9 試験報告書	10
附属書 A (参考) 洗浄減量	12
解 説	13

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本化学繊維協会（JCFA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。これによって、JIS L 1015:2021 は廃止され、その一部を分割して制定したこの規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS L 1015 規格群（化学繊維ステープル試験方法）は、次に示す部で構成する。

JIS L 1015-1 第 1 部：通則

JIS L 1015-2 第 2 部：基本特性

JIS L 1015-3 第 3 部：物理特性

JIS L 1015-4 第 4 部：化学特性

化学繊維ステープル試験方法—第4部：化学特性

Test methods for man-made staple fibres— Part 4: Chemical properties

1 適用範囲

この規格は、化学繊維ステープルの化学特性について規定する。また、この規格は、化学繊維トウの単繊維にも適用することが可能である。

警告 この規格に基づいて試験を行う者は、通常の実験室での作業に精通していることを前提とする。この規格は、その使用に関連して起こる全ての安全上の問題を取り扱おうとするものではない。この規格の利用者は、各自の責任において安全及び健康に対する適切な措置をとらなければならない。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 6233 ゴム—イオンクロマトグラフィーによる全硫黄の求め方（定量）

JIS K 7252-3 プラスチック—サイズ排除クロマトグラフィーによる高分子の平均分子量及び分子量分布の求め方—第3部：常温付近での方法

JIS K 8034 アセトン（試薬）

JIS K 8085 アンモニア水（試薬）

JIS K 8102 エタノール（95）（試薬）

JIS K 8103 ジエチルエーテル（試薬）

JIS K 8107 エチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム二水和物（試薬）

JIS K 8155 塩化バリウム二水和物（試薬）

JIS K 8180 塩酸（試薬）

JIS K 8223 過塩素酸（試薬）

JIS K 8271 キシレン（試薬）

JIS K 8372 酢酸ナトリウム（試薬）

JIS K 8541 硝酸（試薬）

JIS K 8550 硝酸銀（試薬）

JIS K 8567 硝酸マグネシウム六水和物（試薬）

JIS K 8576 水酸化ナトリウム（試薬）